令和８年度第２回三重県精神保健福祉審議会
アルコール健康障害対策推進部会報告

三重県精神保健福祉審議会アルコール健康障害対策推進部会は、三重県精神保健福祉審議会条例第８条の規定に基づき、平成２８年８月に設置されました。

当部会は、アルコール健康障害への対策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

１　開催日時　令和８年 10 月 26 日（月）　18 時 00 分～19 時 30 分
（オンライン開催）

２　委員名簿　別紙のとおり

３　出席委員　鬼塚会長ほか委員 11 名

４　審議内容

（１）事務局からの説明

「三重県アルコール健康障害対策推進計画（第３期)」の中間案について説明を行いました。

（２）委員からの主な意見、各所属団体での取組状況の報告

・四日市市内の一般病院等で、SBIRTS に関する研修会を実施してきた。依存症判定の一般病院の医師がアルコール医学の最新知見を得られるような研修、普及啓発を県内で行ってほしい。
・精神科医も、一般の病院の医師も、アルコールの患者の対応に苦慮している。なぜそのような状態になるかということをきちんと伝えていくとともに、アルコール医学はすごく進歩していることも伝えるのが大事だと思う。
・一般病院の医師のアルコール健康障害への意識を高める取組は必要だと思う。県全体でアルコール健康障害に関する啓発に取り組むことが非常に重要。
・拠点病院が一般病院に対して啓発等を行うというのはよい取組だと思う。
・自助グループの例会に病院職員も多く参加してもらっており、拠点病院との関係がいい方向に向かっていると感じる。
・相談件数の減少は必ずしも好ましい状況ではなく、相談しやすい体制づくりが必要。
・こころの健康センターにアルコールで相談に来られる方々には、インターネットで窓口を知ってくる人が多い。

（事務局）

・本日の意見を整理し、中間案への反映を検討する。